浄化槽の事務手引き

持続可能な生活排水対策を推進する公式キャラクター
めぐるん

持続可能な生活排水対策を推進するキャッチフレーズ

～信州の　清らかな水環境を　いつまでも～

長野県　環境部　生活排水課

2021.4.1 改定版

浄化槽の事務手引き　目次

第１章　生活排水事業の概要　・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
　１　生活排水施設の種類
　２　汚水処理の手法

第２章　浄化槽法　・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
　１　浄化槽法制定の経緯
　２　浄化槽法の主な内容
　３　浄化槽法の概要

第３章　浄化槽の構造　・・・・・・・・・・・・・・・・・１２
　１　浄化槽の構造
　２　浄化のしくみ
　３　浄化槽の人槽

第４章　浄化槽の維持管理　・・・・・・・・・・・・・・・・・１８
　１　保守点検
　２　清掃
　３　法定検査

第５章　浄化槽補助金事務　・・・・・・・・・・・・・・・・・２３
　１　浄化槽整備事業の制度
　２　補助金事務の流れ

第６章　浄化槽の届出事務　・・・・・・・・・・・・・・・・・３０
　１　浄化槽設置届出書の受理等
　２　浄化槽使用開始報告書の受理
　３　浄化槽技術管理者変更報告書の受理
　４　浄化槽管理者変更報告書の受理
　５　浄化槽使用廃止届出書の受理

第７章　保守点検業者の登録事務　・・・・・・・・・・・・・・・・・３３
　１　条例の目的
　２　登録制度の概要
　３　登録事務

第８章　浄化槽の指導事務　・・・・・・・・・・・・・・・・・３６
　１　目的
　２　立入検査
　３　改善指導等

第１章　生活排水事業の概要

１　生活排水施設の種類

- **下水道等**
  - **下水道法上の「下水道」**（国土交通省所管）
    - **公共下水道**
      - ・原則として１市町村の区域の下水を排除する。
      - ・原則として市町村が管理
      - **（狭義の）公共下水道**
        - 市街化区域内（市街化区域が設定されていない都市では、既成市街地及びその周辺地域）にて施行
        - **単独公共下水道**
          - 終末処理場を有するもの
        - **流域関連公共下水道**
          - 終末処理場を有しないもの
      - **特定環境保全公共下水道**
        - 都市計画区域外、市街化区域外で施行
        - **計画排水人口 1,000 人～10,000 人**
          - **自然保護下水道**
            - 自然公園区域内の水質保全を目的として施行
          - **農山漁村下水道**
            - 農山漁村、観光地の特に生活環境の改善を図る必要がある区域において施行
        - **計画排水人口 1,000 人未満**
          - **簡易な公共下水道**
            - 水質保全上特に必要な地区において施行
      - **特定公共下水道**
        - 特定の工場等からの汚水を処理するもの
    - **流域下水道**
      - ・２以上の市町村の区域の下水を排除する。汚水幹線管渠、ポンプ場、終末処理場の部分を言う。
      - ・原則として都道府県が管理
      - 計画排水人口 2市町村以上: 10万人以上 3市町村以上: 5万人以上 の地域を対象
    - **都市下水路**
      - 市街地における雨水を排除するため市町村が管理する下水道
      - 河川と下水道の管理分担区分
        - 原則として
        - 河川 —— 流域面積2km^{2}以上の水路
        - 下水道 —— 流域面積2km^{2}未満の水路
  - **その他汚水処理施設**
    - **浄化槽（合併処理浄化槽）**（環境省所管）
    - **農業集落排水施設**（農林水産省所管）
      - **その他漁業集落排水施設、林業集落排水施設、簡易配水施設、小規模集合排水処理施設**
      - 農業振興地域内の集落で施行
      - 原則として計画排水人口
      - 概ね 1,000 人以下の区域
    - **コミュニティ・プラント**（環境省所管）

2　汚水処理の手法

汚水処理施設には、下水道、農業集落排水施設、浄化槽等の種類がある。
効率的・効果的な汚水処理事業の推進を図るため、「都道府県構想」の策定や、様々な事業間の調整を図っている。

区　分		発足年度	事業主体	事業対象地域	事業目的	規模(計画人口等)
集合処理	流域下水道 (国土交通省)	昭和 40	都道府県	・2以上の市町村にわたる区域	・公共用水域の水質保全 ・居住・都市環境の改善 ・公衆衛生の向上 ・浸水の防除	原則 10 万人以上又は 5 万人かつ 3 市町村以上
	公共下水道 (国土交通省)	明治 17	市町村	・市町村		制限なし
	特定環境保全公共下水道 (国土交通省)	昭和 50	市町村	・農村漁村 ・自然保護地域		1,000～10,000 人
	簡易な公共下水道 (国土交通省)	昭和 61	市町村	・上記のうち水質保全上緊急に整備の必要な区域		1,000 人未満
	コミュニティ・プラント (環境省)	昭和 41	市町村	・下水道事業計画区域外	・生活環境の保全 ・公衆衛生の向上	101～30,000 人
	農業集落排水事業 (農林水産省)	昭和 48	市町村 土地改良区等	・農業振興地域内の農業集落	・農業用用排水等の水質保全 ・生活環境の改善	1,000 人程度以下 20 戸以上
	漁業集落排水事業 (水産庁)	昭和 53	市町村	・指定漁港背後の漁業集落	・漁業集落の生活環境基盤整備	100～ 5,000 人程度
	林業集落排水事業 (林野庁)	昭和 55	市町村 森林組合等	・林業振興地域内の林業集落	・山村地域の生活環境基盤整備	1,000 人程度以下
	簡易排水施設 (農林水産省)	平成7	市町村 農協等	・振興山村地域等	・中山間地域の活性化と定住の促進	3 戸以上 20 戸未満
	小規模集合排水施設整備事業(総務省)	平成6	市町村	・小規模集落	・公共用水域の水質保全 ・生活環境の改善	原則として 2 戸以上 20 戸未満
個別処理	浄化槽設置整備事業 (環境省)	昭和 62	市町村 (設置者は個人)	・下水道事業計画区域外等で雑排水対策が必要な区域	・公共用水域の水質保全 ・生活環境の改善	制限なし(戸別に設置)
	浄化槽公共浄化槽等整備推進事業(環境省)	平成6	市町村	・下水道事業計画区域外等で生活排水対策の緊急性が高い地域等	・公共用水域の水質保全 ・生活環境の改善	原則として 20 戸以上(一定地域内の全戸)
	個別排水処理施設整備事業(総務省)	平成6	市町村	・生活排水対策の緊急性が高い地域等 ・集合処理区域の周辺区域等	・公共用水域の水質保全 ・生活環境の改善	10 戸以上 20 戸未満 20 戸未満

第２章　浄化槽法

１　浄化槽法制定の経緯

浄化槽は、構造については建築基準法により規制され現在に至っている。

一方、維持管理については昭和50年代まで廃棄物処理法により規制されていた。

しかし、浄化槽の設置、保守点検、清掃が適正に行われない事例が多くみられたため、浄化槽の放流水が公共用水域の汚濁源となる場合が少なくない状況となった。

そこで、浄化槽によるし尿等の適正な処理を図り、生活環境の保全、公衆衛生の向上を図るため、浄化槽法が昭和58年５月18日に公布され、同年11月17日一部施行、昭和60年10月１日に全面施行された。

浄化槽法では、浄化槽に係る包括的な制度を整備し、浄化槽の製造、設置、保守点検、清掃及び法定検査という一連の過程における規制を強化し、浄化槽の設置や管理に関係する者の義務を明確にし、併せてその資格制度を創設した。

２　浄化槽法の主な内容

① 浄化槽の工事、保守点検及び清掃は、法令の技術基準に従って行わなければならない。

② 浄化槽を設置し、又はその構造若しくは規模を変更しようとする者は、県知事及び特定行政庁（建築基準法第２条第35条に規定される県知事又は市長）に届け出なければならない。

③ 浄化槽管理者は、使用開始後及び毎年１回定期的に指定検査機関が行う水質検査を受けなければならない。

④ 浄化槽製造者は、浄化槽の型式について国土交通大臣の認定を受けなければならない。

⑤ 浄化槽工事業者は、県知事の登録を受け、浄化槽設備士を置かなければならない。

⑥ 浄化槽清掃業者は、市町村長の許可を受けなければならない。

⑦ 浄化槽工事を実地に監督する浄化槽設備士、浄化槽の保守点検を行う浄化槽管理士の資格を定める。

⑧ 県知事は、浄化槽保守点検業者について、条例により登録制度を設けることができる。

長野県内（保健所設置市（長野市、松本市）を除く。）で業を営む場合においては県の登録に関する条例により、保健所設置市内で業を営む場合においては保健所設置市の条例により、登録制度が設けられている。

３　浄化槽法の概要

(1) 総則

ア 目的（法第１条）

○浄化槽の設置、保守点検、清掃及び製造を規制
○浄化槽工事業者の登録制度、浄化槽清掃業者の許可制度を整備
○浄化槽設備士、浄化槽管理士の資格を規定
↓
公共用水域等の水質の保全等の観点から浄化槽によるし尿及び雑排水の適正処理を図る。
↓
生活環境の保全、公衆衛生の向上に寄与する。

イ 定義（法第２条）

「浄化槽」とは…

便所と連結してし尿及びこれと併せて雑排水（工場廃水等特殊な排水は除く。）を処理し、公共用水域に放流する施設。

平成13年の法改正により、いわゆる合併処理浄化槽を浄化槽と定義し、平成13年４月１日以降単独処理浄化槽の設置は禁止された。

既設の単独処理浄化槽は浄化槽の定義からはずれ、「みなし浄化槽」に位置付けられ、廃止するまでの間は使用することができる。

ウ 浄化槽によるし尿処理（法第３条）

下水道、し尿処理施設で処理する場合を除き、浄化槽で処理した後でなければ、し尿を公共用水域に放流してはならない。

浄化槽でし尿を処理して公共用水域に放流する場合は、雑排水も併せて処理しなければならない。

エ 浄化槽に関する基準（第４条）

「浄化槽の水質の技術上の基準」	…環境省関係浄化槽法施行規則第１条の２で規定 浄化槽の放流水はBOD 20mg/L以下及びBOD除去率90％以上
「浄化槽の構造基準」	…建築基準法で規定
「浄化槽工事の技術上の基準」	…昭和60年９月27日付け厚生省令・建設省令第１号「浄化槽工事の技術上の基準及び浄化槽の設置等の届出に関する省令」で規定
「浄化槽の保守点検の技術上の基準」	…環境省関係浄化槽法施行規則第２条で規定
「浄化槽の清掃の技術上の基準」	…環境省関係浄化槽法施行規則第３条で規定

(2) 設置

ア 設置の手続き

(ｱ) 浄化槽の設置の場面により異なる届出

① 新築の住宅に浄化槽を設置する場合

　　→　建築基準法に基づく建築確認等の手続きが必要

② 水洗化のために汲み取り便所を改造して浄化槽を設置する場合や既存の浄化槽の構造や規模の変更を行う場合

　　→　浄化槽法に基づく届出（浄化槽法第５条）

(ｲ) 浄化槽の設置等（法第５条）

浄化槽の設置や構造･規模の変更をする際には、県知事（長野県にあっては、市町村長）及び特定行政庁への届出が必要

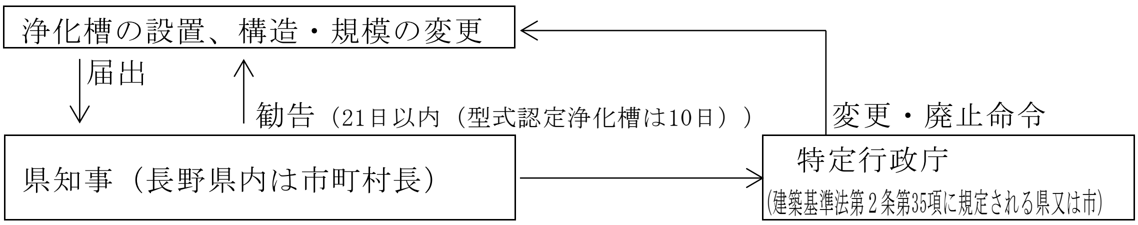

（注)浄化槽の設置届出等の事務について、平成12年４月１日から市町村に事務移譲

(ｳ) 浄化槽設置届受理に関する河川管理者への通報

設置届出受理に際して、一定規模以上の浄化槽については、河川法施行令第16条の５第３項の規定により、河川管理者に通報が必要

① 通報対象となる浄化槽規模

浄化槽法設置届書出中、

「６．処理能力　イ．日平均汚水量」の欄に「50㎥／日以上」と記載されたもの

② 通報手続き

届出書等の写し等により、河川法施行令第16条の５第１項に規定される次の事項を記載した書類を河川管理者に送付する。ただし、変更届出を受理した場合には、変更事項が分かる書類とする。

（ⅰ）氏名又は名称及び住所
（ⅱ）汚水を排出しようとする河川の種類及び名称
（ⅲ）汚水を排出しようとする場所
（ⅳ）汚水の排出の方法及び期間
（ⅴ）排出しようとする汚水の量
（ⅵ）排出しようとする汚水の水質
（ⅶ）排出しようとする汚水の処理の方法

イ 放流同意の取扱い

浄化槽を設置する際、放流先水域の管理者や水利権者、付近住民の代表などの同意を必要とするケースが見られ、浄化槽設置が進まない状況があった。放流同意は過去に単独処理浄化槽が普及していた頃、単独処理浄化槽で性能が悪いものが存在し苦情の絶えなかったこと及びし尿を処理した排水を流すことに対する流域住民の抵抗があったことが要因として挙げられる。

しかし、浄化槽の性能が向上し、また、合併処理浄化槽が普及している状況においては放流同意は不合理となっている。

この問題の解決を図るため、当時の厚生省及び建設省は、昭和63年10月に都道府県・政令市・特定行政庁に通知を出した。通知の内容は次のとおり。

① 行政指導により放流同意書の添付を義務付けることは違法である。

② 浄化槽については、水路等の水質向上に資することから、積極的に関係者の理解解を求め、放流同意問題の是正を図ること。

ウ 設置工事

㈠ 設置工事に係る技術基準（法第６条、浄化槽工事の技術上の基準及び浄化槽の設置等の届出に関する省令）

浄化槽の設置届が受理されると、引き続いて工事が行われる。不適正な工事により浄化槽が本来の機能を発揮できないという事態を防ぐため、浄化槽法及び省令で、浄化槽工事の技術上の基準が定められている。工事はこの基準に従って行わなければならない。

㈡ 設置工事に係る業の制度、資格（法第21～34条、第42～44条）

浄化槽工事業を営もうとする者は、あらかじめ県知事の登録を受けなければならない。

浄化槽工事業者は、その営業所ごとに浄化槽設備士を配置しなければならない。また、浄化槽工事業者が浄化槽工事を行うときは、浄化槽設備士に実地に監督させなければならない。

〈浄化槽設備士の資格〉

① 国土交通大臣が行う国家試験に合格

② 建設業法第27条に基づく管工事施工管理に係る技術検定に合格後、国土交通大臣及び環境大臣の指定する機関が行う講習を修了

(3) 維持管理

ア 保守点検と清掃（法第８、９条　　環境省関係浄化槽法施行規則第２、３条）

浄化槽法では、浄化槽の維持管理の内容を「保守点検」と「清掃」に分けて定義

「保守点検」…　浄化槽の点検、調整、これらに伴う修繕をする作業

「清　　掃」…　浄化槽内に生じた汚泥、スカム等の引出し、その引出し後の槽内の汚泥等の調整、これらに伴う単位装置や附属機器類の洗浄、掃除等を行う作業

保守点検、清掃は、それぞれ施行規則で定める技術基準に従って行わなければならない。

イ 維持管理に係る業の制度、資格

(ｱ) 保守点検（法第45～48条　　浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例）

浄化槽保守点検業を営もうとする者は、あらかじめ県知事（保健所設置市内にあっては保健所設置市長）の登録を受けなければならない。

また、浄化槽管理者の委託を受けて保守点検を行うときは、浄化槽管理士が行わなければならない。

〈浄化槽管理士の資格〉

① 環境大臣が行う国家試験に合格

② 環境大臣の指定する指定講習機関が行う講習の課程を修了

(ｲ) 清掃（法第35～41条）

浄化槽清掃業を営もうとする者は、あらかじめ市町村長の許可を受けなければならない。

また、清掃に伴い引き出した汚泥は一般廃棄物であるため、収集運搬・処分する場合には、合わせて廃棄物処理法に基づく一般廃棄物処理業の許可が必要である。

(4) 浄化槽管理者の責務

浄化槽管理者とは、「浄化槽の所有者、占有者その他の者で浄化槽の管理について権原を有するもの」で、浄化槽設置者、浄化槽使用者と言われる場合もあるが、本手引きでは、これらを含めて浄化槽管理者と表記する。

ア 浄化槽に関する届出

(ｱ) 使用開始報告書・技術管理者変更報告書・浄化槽管理者変更報告書（法第10条の２）

報告書	提出（30日以内）	提出先
・使用開始報告書 ・技術管理者変更報告書 ・浄化槽管理者変更報告書	――――→	県知事（長野県内は市町村長）

⑴ 浄化槽使用休止・再開届出書（法第11条の２）

	届出（再開は30日以内）	
・浄化槽使用休止・再開届出書	→	県知事（長野県内は市町村長）

令和２年の法改正により、浄化槽管理者が清掃をして、その使用の休止を届け出た浄化槽について、保守点検、清掃及び定期検査の義務を免除できる規定を追加、浄化槽の使用の再開についても届出義務を規定した。

休止する場合は、汚泥等の全量引き出しや消毒剤の撤去が必要になる。

（注）法改正以前は、浄化槽使用者からの任意の休止届や使用実態を踏まえて、市町村ごとに利用休止状態としての扱いをしていたが、維持管理の義務を免除するためには、改正法に基づく休止の手続きを改めて経る必要がある。

⑵ 浄化槽使用廃止届出書（法第11条の３）

	届出（30日以内）	
・浄化槽使用廃止届出書	→	県知事（長野県内は市町村長）

平成17年の法改正により、浄化槽使用廃止届出書の提出が義務付けられた。

（注）法改正以前は、廃止浄化槽について下水道への接続、法定検査時に判明等の業務機会を通じて把握するしか手段がなかったため十分把握できておらず、行政、法定検査機関及び業界の連携の下、廃止浄化槽を把握して使用中の台帳から除却する必要があった。

イ 浄化槽の維持管理

浄化槽を適正に維持管理するために、浄化槽管理者には次の義務が課せられている。

○法定検査の受検

指定検査機関（長野県においては(公社)長野県浄化槽協会）による検査

設置後３～８か月の間に受ける７条検査と、以後毎年１回受ける11条検査がある。

○保守点検

自ら又は浄化槽保守点検業者（県知事（保健所設置市においては保健所設置市長）の登録業者）による点検

○清掃

清掃業者(市町村許可)による年１回以上の沈殿物や汚泥の引抜き、槽内設備の清掃

○技術管理者

501人槽以上の浄化槽の管理者は、技術管理者の配置

⑺ 法定検査の受検

① 設置後等の水質検査（法第７条、「７条検査」と呼ばれている。）

浄化槽を設置した場合は、設置後３～８か月の間に指定検査機関の行う検査を受けなければならない。

不適正の場合に指導

浄化槽管理者 ← 検査実施・結果書交付 — 法定検査機関 — 結果報告 → 県知事（地域振興局長）

（公社）長野県浄化槽協会

検査内容	検査項目	判定
	・外観検査（７項目）	・適正
	・水質検査（７項目）	・おおむね適正
	・書類検査	・不適正

法では、「設置後等の水質検査」と題されているが、内容は

（ⅰ）設置工事の竣工検査

（ⅱ）使用開始からしばらく時間を空くことにより浄化槽内の微生物が十分発育して所定の能力を発揮できる時期における水質検査

（ⅲ）保守点検開始の書類の確認

である。

② 定期検査（法第11条、「11条検査」と呼ばれている。）

７条検査受検後、毎年１回、指定検査機関の行う検査を受けなければならない。

不適正の場合に指導

浄化槽管理者 ← 検査実施・結果書交付 — 法定検査機関 — 結果報告 → 県知事（地域振興局長）

（公社）長野県浄化槽協会

検査内容	検査項目	判定
	・外観検査（７項目）	・適正
	・水質検査（５項目）	・おおむね適正
	・書類検査	・不適正

検査の目的は、浄化槽が適正な維持管理により所定の能力を発揮しているか否かを確認するため、定期的に実施するものである。

（注）　７条検査・11条検査ともに検査結果に問題があった場合には、県知事が改善勧告・命令することができ、管理者は速やか改善を実施しなければならない。
なお、命令に違反した場合には罰則がある。

(ｲ) 保守点検・清掃（法第10条第１項）

浄化槽管理者は、法の基準に従って保守点検・清掃を行わなければならない。
自らできない場合には、有資格業者への委託により行う。

・保守点検（構造・規模により1回/週～1回/6月） ・清掃（１回/年以上）	委託 →	・保守点検登録業者（県の条例による登録） ・浄化槽清掃業者（市町村許可） ↓ 清掃による汚泥の収集運搬：別に一般廃棄物収集運搬業の許可が必要

(ｳ) 技術管理者（法第10条第２項）

① 技術管理者の設置

501人槽以上の場合には、技術管理者の配置が必要

技術管理者は原則として浄化槽管理者が任命し、施設ごとの専従を原則とする。

② 技術管理者の業務

技術管理者は、保守点検、清掃など浄化槽の管理全体を統括する。

③ 技術管理士の資格（環境省関係浄化槽法施行規則第８条）

・浄化槽管理士の資格を有し、501人槽以上の浄化槽の保守点検及び清掃に関する技術上の業務に２年以上従事した者

・これと同等の知識及び技能を有すると認められる者

(5) 法定検査

ア 検査の意義と内容

浄化槽が正常に機能していない場合には、その原因となる問題について速やかに改善し、常に浄化槽の正常な機能を維持する必要がある。法定検査はそのために行う検査である。

保守点検や清掃は、浄化槽にとって日常の健康管理に当たるものであるが、これに対して法定検査はこれらの健康管理が十分に行われて、浄化槽が正常な状態に維持されているかどうかを第三者である指定検査機関が公正中立に検査するもので、いわば浄化槽の健康診断に当たる。

イ 指定検査機関

指定検査機関は、県知事が指定することとされていて、長野県においては(公社)長野県浄化槽協会を指定している。(法第57条)

検査には、外観検査、水質検査、書類検査があるが、これらの検査結果を総合的に判断して、次の３つのいずれに該当するか判定する。

① 適正

② おおむね適正（一部改善することが望ましい。または、今後の経過を注意して観察する必要がある。）

③ 不適正（改善を要する。）

検査の結果は、①～③の判定と、浄化槽の状態、検査結果を踏まえた対応方法を具体的に記載して、検査結果書として浄化槽管理者に交付される。

また、指定検査機関では、実施した法定検査結果については、毎月、県知事又は保健所設置市長に報告され、指導の資料として活用される。

(6) 報告徴収、立入り、勧告、命令

ア 保守点検、清掃についての改善命令等（法第12条、附則第11条）

県知事又は保健所設置市長は、生活環境保全、公衆衛生上必要と認めるときは、浄化槽管理者、浄化槽保守点検業者、浄化槽清掃業者、技術管理者に対し、必要な助言、指導、勧告をすることができる。

県知事等は、技術上の基準に従った保守点検や清掃が行われていないと認めるときは、浄化槽管理者、浄化槽保守点検業者、浄化槽清掃業者、技術管理者に対し、必要な改善措置を命じ、又は浄化槽の使用停止を命ずることができる。

なお、長野県では、県知事に代わって地域振興局長が行う。（以下同様）

命令違反に対しては、罰則の規定がある。

行為者	内容	対象
県知事（地域振興局長）又は保健所設置市長	→ 助言、指導、勧告、改善命令、使用停止命令（10日以内）	・浄化槽管理者 ・浄化槽保守点検業者 ・浄化槽清掃業者 ・技術管理者

イ 法定検査についての勧告及び命令等（法第７条の２、法第12条の２）

県知事又は保健所設置市長は、必要があると認めるときは、浄化槽管理者に対し、法定検査受検について指導、助言をすることができる。

法定検査を受けず、生活環境保全、公衆衛生上必要と認めるときは、法定検査受検について勧告、勧告に従わない場合は勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

命令に違反した場合には罰則がある。この規定は、平成17年の法改正により設けられた。

行為者	内容	対象
県知事（地域振興局長）又は保健所設置市長	→ 助言、指導、勧告、命令	・浄化槽管理者

ウ 報告徴収、立入り（法第53条）

県知事又は保健所設置市長は、法律の施行に必要と認めるときは、必要な報告の徴収、立入りを行うことができる。

行為者	内容	対象
県知事（地域振興局長）※又は保健所設置市長	→ 報告徴収、立入検査	・浄化槽管理者 ・浄化槽工事業者 ・浄化槽清掃業者 ・浄化槽保守点検業者 ・指定検査機関

※ 届出事務に係るものは市町村長

第３章　浄化槽の構造

１　浄化槽の構造

(1)　処理方式による分類

浄化槽

【合併処理浄化槽】
- ○ し尿と生活雑排水を併せて処理
- ○ 長野県内では、合併処理浄化槽が 80%以上を占めている。

【単独処理浄化槽（みなし浄化槽）】
- ○ し尿のみを処理
- ○ 平成 13 年度から設置が禁止

(2)　国土交通省告示による分類（構造基準）

ア　新構造基準

し尿浄化槽及び合併処理浄化槽の構造方法を定める件

（昭和 55 年 7 月 14 日建設省告示第 1292 号。平成 18 年 1 月最終改正。）

構造基準が示されているものは「構造例示型」、示されていないものは「大臣認定型」に分類される。

浄化槽

【構造例示型】
- ○ 国土交通省の告示で定めた構造（構造基準）
- ○ 接触ばっ気方式が主に設置
- ○ 累積の設置基数では、構造例示型が多い。

【大臣認定型（性能評価型）】
- ○ 浄化槽製造業者が独自に開発した構造のもので、構造例示型と同等の性能を持つものとして国土交通大臣の認定を受けている。
- ○ 生物ろ過方式等の採用により小型化したものが多く、狭い場所でも設置可能
- ○ 近年の新規設置基数では、構造例示型を上回っている。

浄化槽の技術的な進歩はめざましく、現在では多種多様な浄化槽が開発され、生活排水対策の目的に応じて選択ができるようになっている。

イ　旧構造基準

昭和 44 年に制定されたが、新構造基準の制定に伴い昭和 55 年５月 30 日で廃止された。

方 式	構造基準	備 考※
単独処理	散水濾床、平面酸化、単純ばっ気、地下砂ろ過	腐敗型
	全ばっ気、分離ばっ気	ばっ気型
合併処理	散水ろ床、高速散水ろ床、標準散水ろ床	散水ろ床
	長時間ばっ気、標準活性汚泥法、分離ばっ気等	活性汚泥

※　浄化槽行政組織調査（環境省で毎年実施）での集計上の表記

(3) 高度処理型浄化槽

湖沼や内海など閉鎖性水域で富栄養化対策が必要な地域や汚濁が進行している地域では、ＢＯＤだけでなく、富栄養化の原因物質である窒素（Ｎ)、りん（Ｐ）の対策が必要である。

浄化槽は処理水質の高度化が進み、ＢＯＤについては、10mg/L、５mg/L（膜処理)、全窒素（Ｔ－Ｎ）10mg/L、全りん（Ｔ－Ｐ）１mg/L など、様々な性能の浄化槽が開発され、その目的に対応した浄化槽が設置されている。

(4) 小容量型浄化槽、省エネルギー型浄化槽

小容量型浄化槽は、設置のスペースの低減、施工性の向上や工事費の削減などのメリットがあり、様々な型の浄化槽が開発され、設置されている。

しかし、小容量化に伴い、著しく多量の排水については処理が困難になる場合があるので、選択に当たっては注意が必要である。

また、浄化槽はエネルギー多消費型の生活排水施設といわれているが、地球温暖化に配慮した省エネルギー型のブロワ(送風機)を備えた浄化槽が開発され、設置されている。

(5) 変則合併処理浄化槽

単独処理浄化槽(前置浄化槽)からの処理水と生活雑排水を併せて処理する浄化槽（後置浄化槽）を組み合わせたものをいう。

既設の単独処理浄化槽に分離接触ばっ気槽を追加したもので、合併処理浄化槽が普及する前に設置されていたものがある。

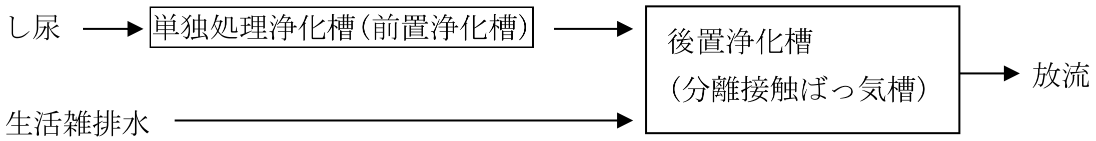

(6) その他

最近は、ディスポーザー対応型浄化槽が出荷されている。

ディスポーザー対応浄化槽は、住民にとっては野菜くずなど生ゴミを搬出する負担の軽減や台所の衛生度を向上させるなど大きな魅力である。

しかし、浄化槽で処理すべき汚濁負荷量が増加することから、保守点検及び清掃に留意する必要がある。

２　浄化のしくみ

排　水

↓

①　固形物の分離・貯留

・排水中の固形物を沈殿や濾過によって分離

・分離した固形物は貯留される。一定期間ごとにたまった固形物を引き出す必要がある。

・貯留槽では、嫌気性微生物（水中に酸素が溶け込んでいない状態で生育する微生物）によって有機物が分解される。

↓

②　汚れ（有機物）の分解

・好気性微生物（水中に酸素が存在する状態で生育する微生物）によって有機物を分解する。

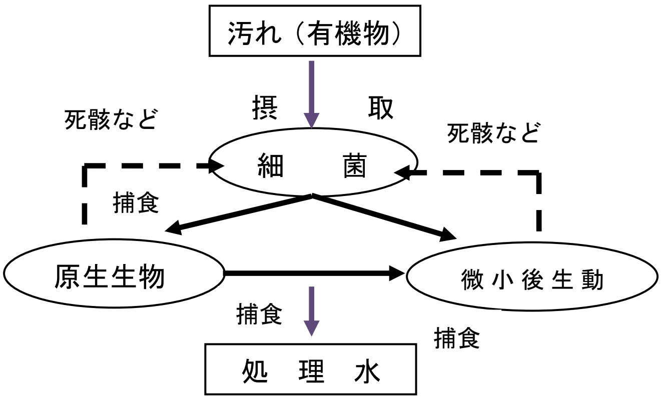

↓

③　処理水中の浮遊物の分離

・処理水中の固形物（ＳＳ）を沈殿によって分離する。

・分離された固形物は①に移送して貯留される。

↓

④　細菌などの除去（消毒）

・固形塩素剤などで、処理水中の細菌を除去（消毒）する。

↓

放　流

【浄化槽の例：嫌気ろ床接触ばっ気方式】

この浄化槽は、国土交通大臣が定めた構造基準による処理方式のひとつで、これまでに最も多く設置されている浄化槽である。

ほかにも様々なタイプの浄化槽が認定されている。

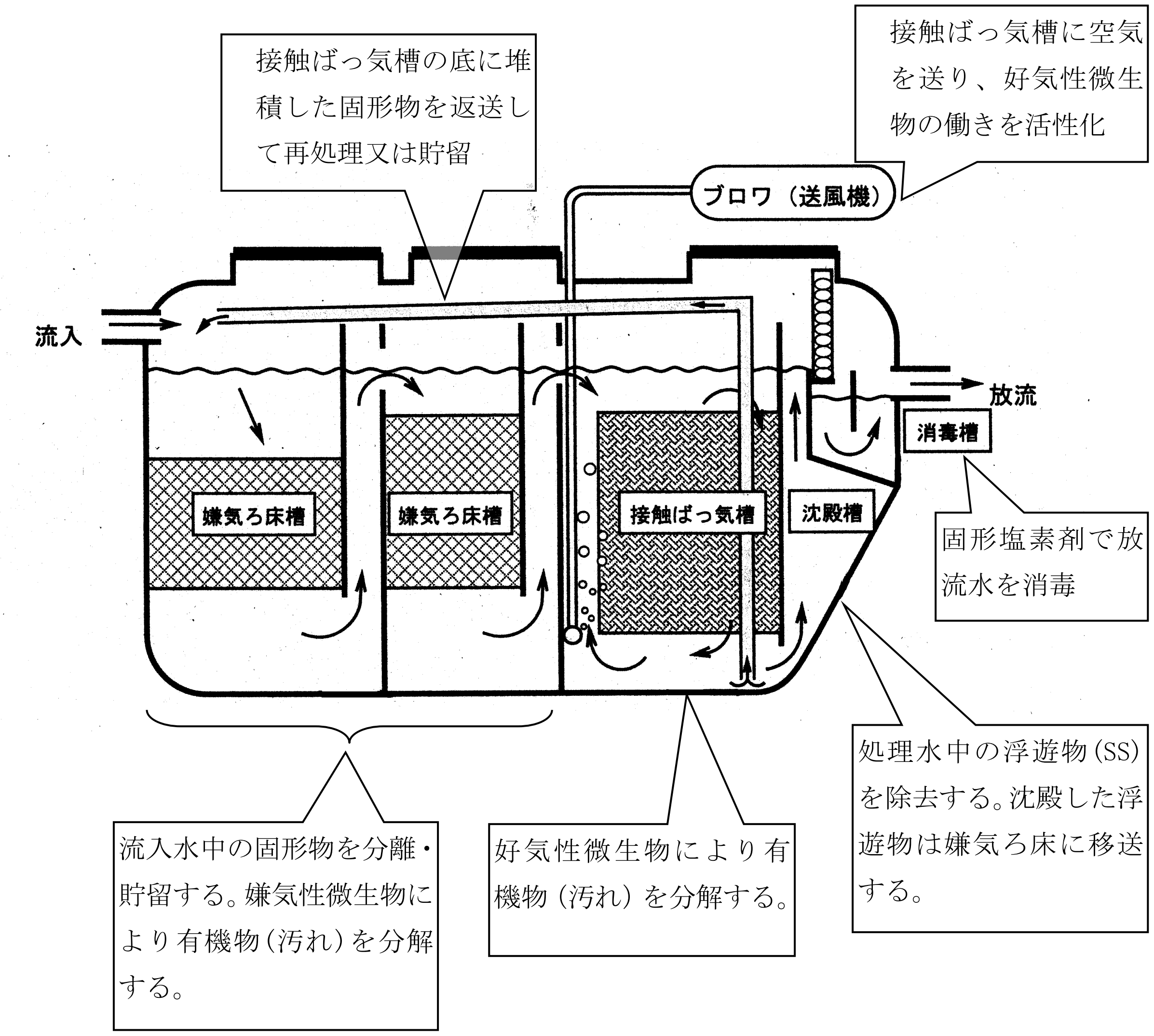

３　浄化槽の人槽

浄化槽の規模は「人槽」で表記されるが、この「人」のことを処理対象人員という。

処理対象人員の算定方式は日本工業規格（JIS A 3302）に定められている。

一般家庭の処理人員算定基準は次に示すとおりであり、住宅の延べ床面積により、通常は５人槽あるいは７人槽が設置され、二世帯住宅の場合には 10 人槽が設置されることになる。

また、共同住宅や学校、病院、レストランなど建築用途に応じて処理対象人員の算定基準が定められており、1,000 人槽以上の規模の浄化槽も設置されている。

一般住宅の処理対象人員算定基準

分　　類		処理対象人員	備　　　考
住宅施設	Ａ≦130 ㎡※	ｎ＝５	ｎ：人員（人） Ａ：延べ面積（㎡）
	Ａ＞130 ㎡※	ｎ＝７	ｎ：人員（人） Ａ：延べ面積（㎡）
	二世帯住宅	ｎ＝10	ｎ：人員（人） 浴室及び台所が２つ以上ある住宅に適用。ただし、実情に応じて減ずることができる。

第４章　浄化槽の維持管理

浄化槽の機能を正常に保つための維持管理として、保守点検及び清掃の実施、法定検査の受検が必要である。

１　保守点検（環境省関係浄化槽法施行規則第２条）

① 浄化槽の点検、調整又はこれらに伴う修理をする作業
② 県の登録（保健所設置市内は保健所設置市の登録）を受けた保守点検業者に委託することができる。
なお、設置場所の市町村を営業区域として登録している保守点検業者に委託する必要がある。
③ 保守点検の回数については、次のように規定されている。

保守点検回数（通常の使用状態において、次の表に掲げる期間ごとに１回以上）

<table>
<tr><th colspan="2">処理方式</th><th>種　類</th><th>期間</th></tr>
<tr><td rowspan="6">合併処理</td><td rowspan="2">分離接触ばっ気方式
嫌気ろ床接触ばっ気方式
脱窒ろ床接触ばっ気方式</td><td>処理対象人員 20 人以下</td><td>4 ヶ月</td></tr>
<tr><td>処理対象人員 21 人以上 50 人以下</td><td>3 ヶ月</td></tr>
<tr><td>活性汚泥法式</td><td></td><td>1 週</td></tr>
<tr><td rowspan="3">回転板接触方式
接触ばっ気方式
散水ろ床方式</td><td>砂ろ過装置、活性炭吸着装置又は凝集槽を有する</td><td>1 週</td></tr>
<tr><td>スクリーン及び流量調整タンク又は流量調整槽を有する</td><td>2 週</td></tr>
<tr><td>前 2 項以外</td><td>3 ヶ月</td></tr>
<tr><td rowspan="7">単独処理</td><td rowspan="3">全ばっ気方式</td><td>処理対象人員 20 人以下</td><td>3 ヶ月</td></tr>
<tr><td>処理対象人員 21 人以上 300 人以下</td><td>2 ヶ月</td></tr>
<tr><td>処理対象人員 301 人以上</td><td>1 ヶ月</td></tr>
<tr><td rowspan="3">分離接触ばっ気方式
分離ばっ気方式
単純ばっ気方式</td><td>処理対象人員 20 人以下</td><td>4 ヶ月</td></tr>
<tr><td>処理対象人員 21 人以上 300 人以下</td><td>3 ヶ月</td></tr>
<tr><td>処理対象人員 301 人以上</td><td>2 ヶ月</td></tr>
<tr><td>散水ろ床方式
平面酸化床方式
地下砂ろ過方式</td><td></td><td>6 ヶ月</td></tr>
</table>

環境大臣が定める浄化槽については、環境大臣が定める回数とする。
駆動装置又はポンプ設備の作動状況の点検及び消毒剤の補給は、必要に応じて行う。

【保守点検の例】

【嫌気ろ床接触ばっ気方式】

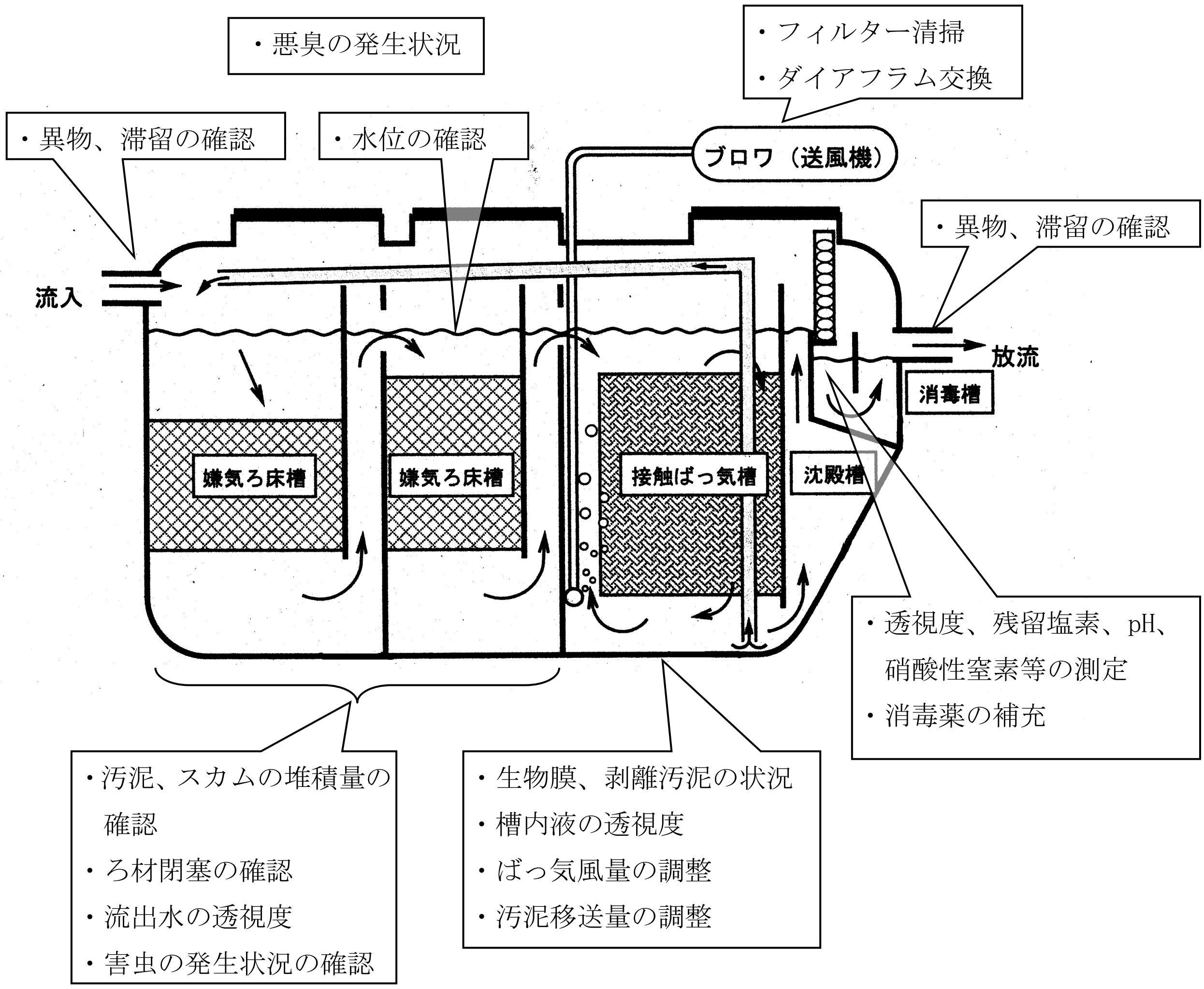

2　清掃（環境省関係浄化槽法施行規則第３条）

① 浄化槽内に生じた汚泥、スカム等の引出し、その引出し後の槽内の汚泥等の調整、これらに伴う単位装置や附属機器類の洗浄、掃除等を行う作業

② 市町村の許可を受けた清掃業者に委託することができる。

③ 汚泥の多少にかかわらず、年１回以上実施する。（全ばっ気方式は６か月に１回以上）

【清掃の例】

【嫌気ろ床接触ばっ気方式】

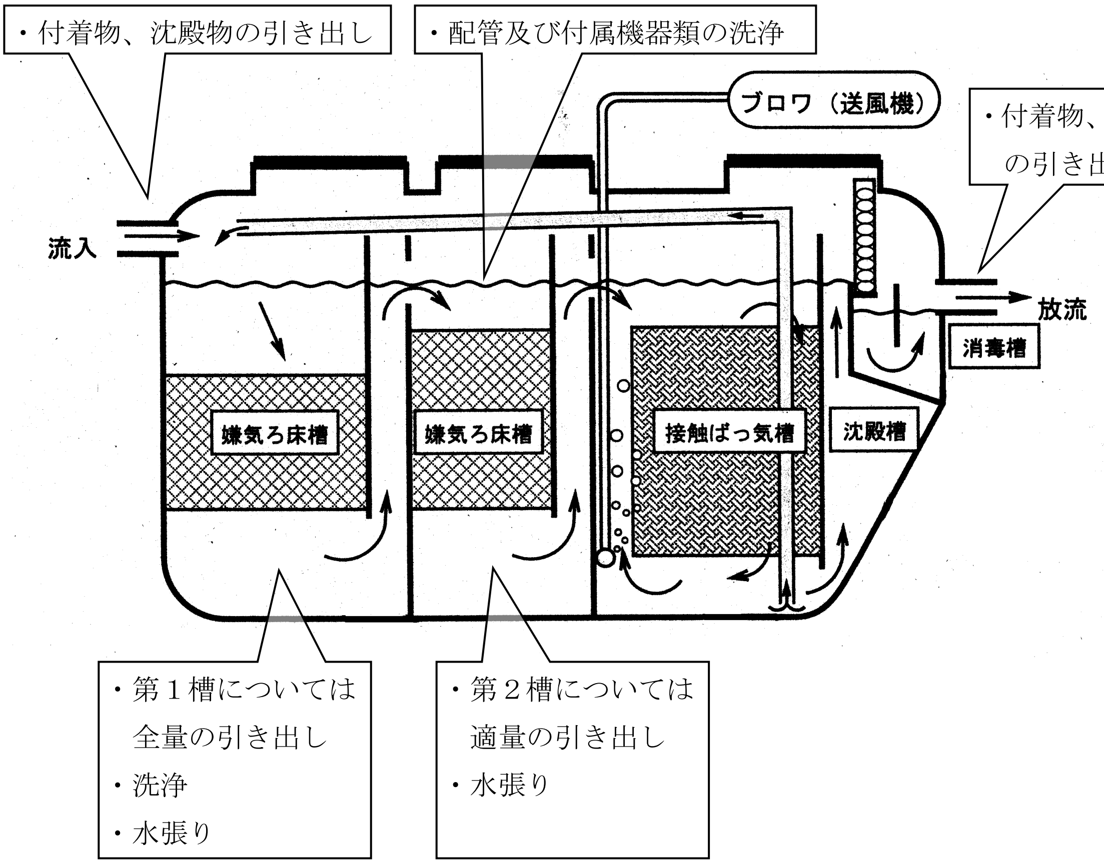

３　法定検査

① 県が指定する指定検査機関が浄化槽の設置、保守点検、清掃が適正に行われていることを第三者の立場から検査するもの。
② 県の指定検査機関である(公社)長野県浄化槽協会に依頼して受検
③ 使用開始後３～８か月の間に受検（７条検査）
④ ７条検査受検後、年に１回受検（11 条検査）
⑤ 検査結果は県又は保健所設置市に報告され、指導に活用

【法定検査の流れ】

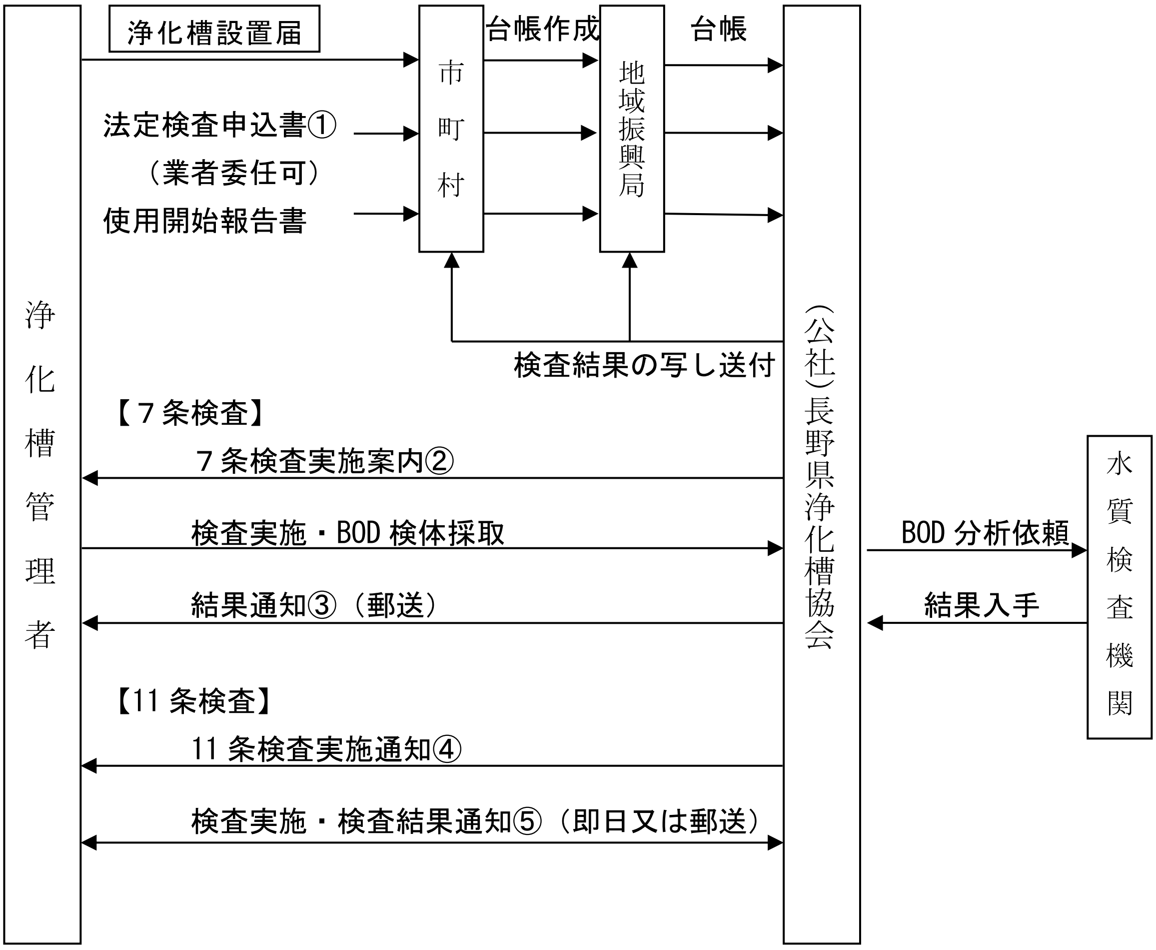

【法定検査の内容】

区分	7条検査（設置後等の水質検査）	11 条検査（定期検査）
	使用開始後３～８か月の間	年１回
	浄化槽が適正に設置され、かつ浄化槽が本来の機能を発揮しているか否かを早い時期に確認する。	浄化槽の保守点検、清掃が適正に実施され浄化槽の機能が正常に維持されているか否かを定期的、継続的に判断する。
外観検査	浄化槽の設置場所において、その設置状況や使用状況を観察するとともに、浄化槽内部を目視すること等により、実施する。	
	ア　設置状況 イ　設備の稼働状況 ウ　水の流れ方の状況 エ　使用の状況 オ　悪臭の発生状況 カ　消毒の実施状況 キ　蚊、はえ等の発生状況	ア　設置状況 イ　設備の稼働状況 ウ　水の流れ方の状況 エ　使用の状況 オ　悪臭の発生状況 カ　消毒の実施状況 キ　蚊、はえ等の発生状況
水質検査	ア　水素イオン濃度 イ　汚泥沈殿率 ウ　溶存酸素 エ　透視度 オ　塩素イオン濃度 カ　残留塩素濃度 キ　生物化学的酸素要求量（ＢＯＤ）	ア　水素イオン濃度 イ　溶存酸素 ウ　透視度 エ　残留塩素濃度 オ　生物化学的酸素要求量（ＢＯＤ）：本県では一部で実施
書類検査	使用開始直前に行った保守点検の記録等を参考とし、適正に設置されているか否か等について検査を実施する。	保存されている保守点検及び清掃の記録、前回検査の記録等を参考とし、保守点検及び清掃が適正に実施されているか否か等について検査を実施する。

第５章　浄化槽補助金事務

１　浄化槽整備事業の制度

(1) 国庫補助事業

ア　整備事業の概要

(ｱ) 浄化槽設置整備事業（個人設置型）

【事業の概要】

市町村が生活排水対策を推進する必要がある地域において、浄化槽の計画的な整備を図るため、その設置又は改築を行うもの対し、設置又は改築に要する費用を助成する事業を行っている場合に、その費用の一部を補助する制度

【対象地域】

① 下水道法第４条第１項又は第25条の３第１項の認可を受けた予定処理区域（下水道事業計画区域）以外の地域であって、以下のいずれかに該当する地域

- ・湖沼水質保全特別措置法第３条第２項に規定する指定地域（県内では諏訪湖及び野尻湖）
- ・水質汚濁防止法第14条の７第１項に規定する生活排水対策重点地域（県内では千曲市）
- ・水道水源の流域
- ・水質汚濁の著しい閉鎖性の水域の流域
- ・自然公園法第２条第１項に規定する自然公園等優れた自然環境を有する地域
- ・その他人口の増加が著しい等上記の地域と同等以上に雑排水対策を推進する必要があると認められる地域

② 下水道の整備が当分の間見込まれない下水道事業計画区域内の地域であって、以下のいずれかに該当する地域

- ・湖沼水質保全特別措置法第３条第２項に規定する指定地域（県内では諏訪湖及び野尻湖）
- ・水質汚濁防止法第14条の７第１項に規定する生活排水対策重点地域（県内では千曲市）

③ 水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律第５条の規定に基づく都道府県計画に定められた浄化槽の整備区域（県内に該当地区なし）

■設置費用助成の概念図（７人槽の例）

	国庫補助対象基準額〈4 割〉		
設置者負担〈6 割〉 (629 千円)	市町村	県	国
	1/3 138 千円	1/3 以内 138 千円	1/3 138 千円

（網掛け）…地方自治体支出分の 80％×乗率が交付税措置

【その他の助成対象】

④ 単独処理浄化槽の撤去費用

合併処理浄化槽の設置に伴う単独処理浄化槽の撤去費（現行の基準額を超える場合、９万円を上限とし、国が 1/3 を助成）

⑤ 浄化槽整備事業計画支援事業

汚水処理施設の未普及人口の解消を図るため、市町村による浄化槽整備事業計画の策定支援を行うとともに、国交省及び農水省とも連携し、生活排水処理施設整備計画及び都道府県構想の策定支援を図る。

(ｲ) 公共浄化槽等整備推進事業（市町村設置型）

【事業の概要】

生活排水対策及び生活基盤整備を緊急に実施する必要がある地域において、市町村自らが設置主体となって浄化槽の面的整備を行う事業に対し、国庫補助を行う制度

【対象地域】

① 水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律第５条の規定に基づく都道府県計画に定められた浄化槽の整備区域（県内に該当地区なし）

② 下水道法第４条第１項又は第 25 条の３第１項の認可を受けた予定処理区域（下水道事業計画区域）以外の地域であって、以下のいずれかに該当する地域

・湖沼水質保全特別措置法第３条第２項に規定する指定地域であって、環境大臣が適当と認める地域
・水質汚濁防止法第４条の２により指定された地域（第５次水質総量規制対象地域）であって環境大臣が適当と認める地域
・水質汚濁防止法第 14 条の７第１項に規定する生活排水対策重点地域であって、環境大臣が適当と認める地域
・過疎地域自立促進特別措置法第 2 条に規定する過疎地域であって、環境大臣が適当と認める地域

・山村振興法第７条第１項に規定する振興山村であって、環境大臣が適当と認める地域
・農業振興地域の整備に関する法律第６条第１項の規定に基づき指定された農業振興地域内の、農業集落排水施設の処理区域周辺地域として、環境大臣が適当と認める地域
・漁業漁場整備法第６条の規定により指定された漁港の背後の漁業集落及びその周辺地域等であって、環境大臣が適当と認める地域
・自然公園法第２条第１項に規定する自然公園地域
・有明海及び八代海を再生するための特別措置法第２条第１項に定める有明海及び同法第２項に定める八代海の流域
・浄化槽による汚水処理が経済的・効率的である地域であって、環境大臣が適当と認める地域
・既に事業を実施している地域

【その他主な事業要件】

① 原則として、一定地域内の全戸に浄化槽を面的に整備すること。

② 当該事業年度内に 20 戸以上の住宅に浄化槽を整備すること。ただし、以下の場合は 10 戸以上とする。
・事業が３年以上継続した場合
・累積 50 戸以上整備した場合
・過疎地域自立促進特別措置法、山村振興法、湖沼水質保全特別措置法等に定める地域

また、事業が７年以上継続した場合又は 100 戸以上整備した場合で、かつ、事業区域内の浄化槽処理人口普及率が 70%以上の場合は、基数要件を撤廃される。

■設置費用助成の概念図（７人槽の例）

分担金 1/10 (104 千円)	市町村（下水道事業債） 17/30 (592 千円)	国 1/3 (347 千円)

■…元利償還金の 50%が交付税措置

【その他の助成対象】

○ 単独処理浄化槽の撤去費用
水質汚濁対策が必要な地域における、合併処理浄化槽の設置に伴う単独処理浄化槽の撤去費（現行の基準額を超える場合、９万円を上限とし、国が 1/3 を助成）

○ 計画策定調査費、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換時の宅内配管

イ　国庫交付金について

国庫補助による浄化槽整備は、環境省の循環型社会形成推進交付金と内閣府の地方創生推進交付金（地方創生汚水処理施設整備推進交付金）により行われている。

補助金と違い、交付金制度では計画に位置付けた事業間での充当、年度間での流用が可能となった。市町村の自主性や裁量が高くなっている。

㈠ 循環型社会形成推進交付金

【目的】

廃棄物等の３Ｒを推進し、循環型社会の形成を進めるための廃棄物処理・リサイクル施設等（浄化槽を含む。）の整備を目的とする。

【交付対象施設】

マテリアルリサイクル施設、エネルギー回収推進施設、浄化槽、最終処分場

浄化槽整備事業のみの整備についても対象となる。

【手続き】

○地域計画の承認

廃棄物処理施設・リサイクル施設と併せて交付金を活用する場合は、循環型社会形成推進地域計画（概ね５か年）の承認が必要となる。

ただし、浄化槽のみについて活用する場合は、生活排水処理基本計画をもって地域計画に代えることができる。

○事後評価

計画期間終了後、事後評価を行い、環境大臣へ報告する。

㈡ 地方創生推進交付金（地方創生汚水処理施設整備推進交付金）

【目的】

国土交通省、農林水産省、環境省所管の汚水処理施設の効率的な整備を目的とする。

【交付対象施設】

公共下水道、農業集落排水、浄化槽の複数事業の組合せ

【手続き】

○地域再生計画の認可

地域再生計画を作成し、国の認可を受ける必要がある。地域再生計画の目標を達成するために、必要な事業として汚水処理施設の整備に関する事項を定める必要がある。

○事後評価

事業完了後の成果について、事後評価を行う。

(2) 県費補助事業（合併処理浄化槽整備事業）

ア　趣旨

中山間地など下水道、農業集落排水等による整備が予定されていない地域において、水環境の保全を図るため、合併処理浄化槽の設置者に補助を行う市町村に対し補助を行い、合併処理浄化槽の普及を促進する。

イ　制度概要

合併処理浄化槽を設置する者に対し市町村が補助する場合に、市町村に対して国が定める基準額の１／３以内の額を補助する。

・対象事業は、浄化槽設置整備事業（個人設置型）
・事業実施市町村の財政力指数により、次のとおり乗率を設定し、1/3×乗率を補助率として予算の範囲内で交付する。

グループ	財政力指数	乗率
A	0.4 未満	1.00 固定
B	0.4 以上 1.0 未満	変動 1
C	1.0 以上	変動 2

変動 1＝（予算額－Ａの所要額）／（Ｂの所要額＋Ｃの所要額×0.9）

変動 2＝変動 1×0.9

２　補助金事務の流れ

(1) 国庫補助金

当年度事務	次年度事務
当初内示 ↓ 追加要望調査 ↓ 変更内示 ※　追加要望調査、変更内示については、通常２～３回行われる。 ↓ 交付申請 ↓ 交付決定 ↓ 交付実績報告 ↓ 交付金支払い	（新規又は変更） 循環型社会形成推進地域計画（循環型社会形成形成推進交付金）、 地域再生計画（地方創生汚水処理施設整備推進交付金） 提出 次年度 循環型社会形成推進交付金、 地方創生汚水処理施設整備推進交付金 所要額調査

(2) 県費補助金

当年度事務	次年度事務
所要額調査 ↓ 当初内示 ↓ 所要額調査 ↓ 変更内示 ↓ 交付申請 ↓ 交付決定 ↓ 実績報告 ↓ 補助金支払い	次年度所要額調査 ↓ 次年度予算編成

第６章　浄化槽の届出事務

長野県において、浄化槽法で浄化槽設置等の届出先とされている県知事については、届出事務に関する事務移譲により、平成 12 年 4 月 1 日から市町村長となっている。

１　浄化槽設置届出書の受理等

設置等の届出、勧告及び変更命令（法第５条）

浄化槽設置について、次に該当する者は、浄化槽法に基づき県知事（長野県においては市町村長）及び特定行政庁に対し設置又は変更の届出をしなければならない。(国土交通省令・環境省令で定める軽微な変更は除く。)

○水洗化のため既存の汲み取り便所を改造して浄化槽を設置する者
○既存の浄化槽の構造若しくは規模の変更をしようとする者

届出を受けた県知事（長野県においては市町村長）は、設置、変更計画が保守点検及び清掃その他生活環境保全及び公衆衛生上の観点から改善の必要があると認めるときは、届出を受理した日から 21 日（型式認定浄化槽は 10 日）以内に限り必要な勧告をすることができる。
浄化槽担当部局を経由して届出を受けた特定行政庁（建築基準法第２条第 35 項に規定される県又は市）は、設置、変更計画が構造に関する建築基準法並びに条例の規定等に適合しないと認めるときは、同様に 21 日（型式認定浄化槽は 10 日）以内に限り計画変更又は廃止を命ずることができる。

なお、家屋等の新築に伴い浄化槽を設置する場合は、建築基準法に基づく建築確認等の手続きが必要である。

浄 化 槽 に 係 る 事 務 処 理 フ ロ ー

○浄化槽法に基づく設置届による場合

（家屋等の新改築以外での浄化槽設置）

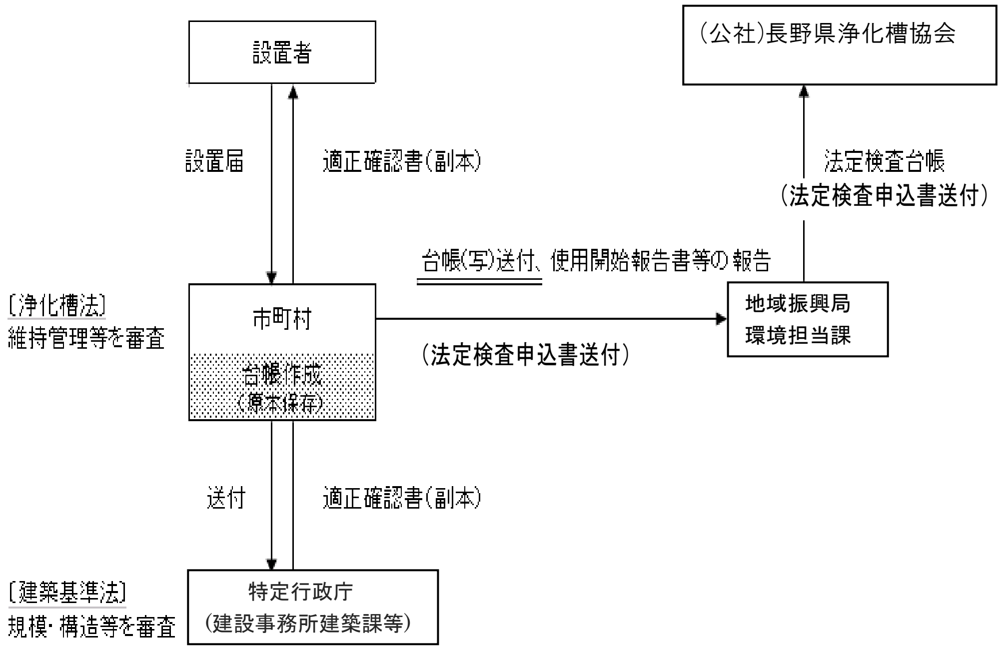

○建築基準法に基づく建築確認申請による場合

（家屋等の新改築に伴う浄化槽設置）

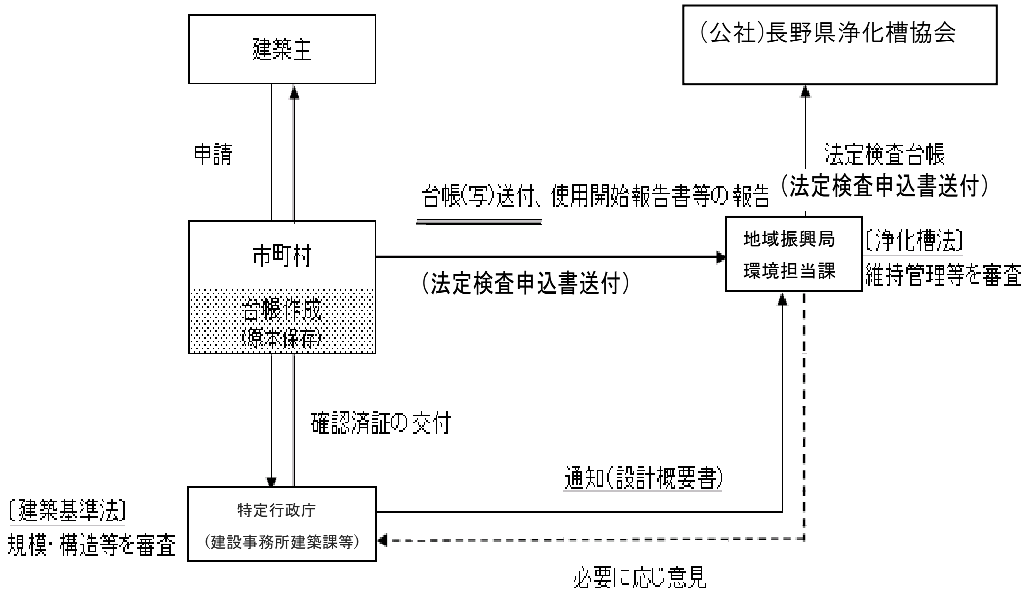

２　浄化槽使用開始報告書の受理（法第 10 条の２第１項）

浄化槽管理者から、浄化槽使用開始の日から 30 日以内に環境省令で定める事項を記載した報告書の提出がある。

３　浄化槽技術管理者変更報告書の受理（法第 10 条の２第２項）

法第 10 条第２項に規定する政令で定める規模（処理対象人員 501 人以上）の浄化槽管理者から、技術管理者を変更したとき、変更の日から 30 日以内に環境省令で定める事項を記載した報告書の提出がある。

４　浄化槽管理者変更報告書の受理（法第 10 条の２第３項）

浄化槽管理者に変更があり、新たに浄化槽管理者となった者から、変更の日から 30 日以内に環境省令で定める事項を記載した報告書の提出がある。

５　浄化槽使用休止・再開届出書の受理（法第 11 条の２）

浄化槽管理者から、浄化槽を休止のための清掃をして使用を休止する場合に、環境省令で定める届出書の提出がある。

使用休止届出をした浄化槽の使用を再開したとき、その日から 30 日以内に環境省令で定める届出書の提出がある。

６　浄化槽使用廃止届出書の受理（法第 11 条の３）

浄化槽管理者から、浄化槽の使用を廃止したとき、その日から 30 日以内に環境省令で定める届出書の提出がある。

届出受理の際には、下水道加入者台帳との突き合わせ、下水道供用区域内外の確認も併せて行い、浄化槽台帳の更新を行う。

上記の届出事務に係る届出内容は、受理後すみやかに台帳情報等へ反映させ、関係部署と適切な手続きに基づく必要な情報共有等を行い、浄化槽管理者に対する、法定検査受検指導、保守点検、清掃等の維持管理指導に反映させることが必要である。

市町村においては、国、県等による汚水処理人口普及率等の各種調査、県地域振興局への浄化槽関係四半期（年報）報告〔浄化槽設置状況表〕に対応できるよう、浄化槽の新設、廃止基数を反映させた浄化槽台帳の整備を併せて適切に行われたい。

なお、浄化槽法で定める届出事務以外に、市町村が定める要綱等に基づく工事完了報告、工事完了確認書の交付等がある。

第７章　保守点検業者の登録事務

１　条例の目的

浄化槽法第 48 条第１項で、「都道府県は、条例で、浄化槽の保守点検を業とする者について、都道府県知事の登録を受けなければ浄化槽の保守点検を業としてはならないとする制度を設けることができる。」とされている。

この登録制度は、制度発足前、保守点検が未実施又は不適正な浄化槽がみられたことから、業者の実態を把握し、指導監督を強化することにより適正な保守点検を担保するものであり、浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例（以下「条例」という。）は、浄化槽保守点検業者の登録に関し必要な事項を定めるものである。

２　登録制度の概要

長野県内で浄化槽の保守点検業を行うためには、長野県知事の登録を受けなければならない。

ただし、保健所設置市で保守点検業を行う場合には、別途保健所設置市長の登録を受ける必要がある。

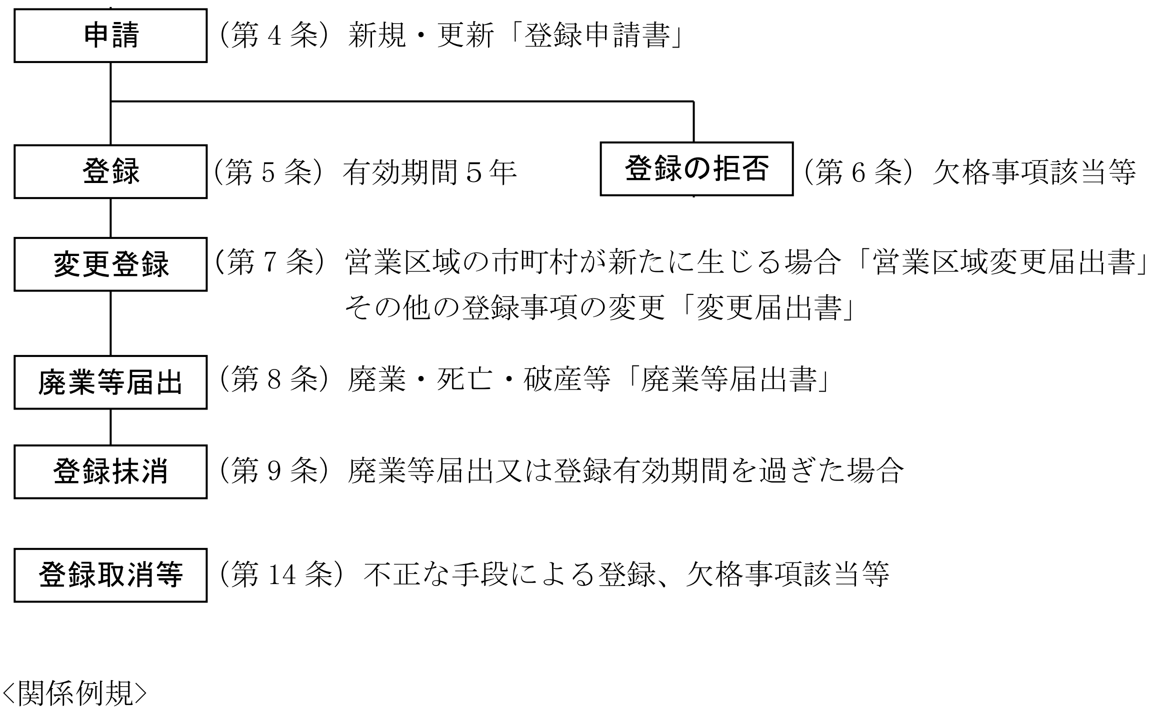

〈関係例規〉

浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例（昭和 60 年条例第 29 号）
浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例施行規則（昭和 60 年長野県規則第 26 号）
浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例取扱要領（60 環第 222 号）
浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例の取扱いについて（60 環第 223 号）

３　登録事務

(1) 登録事務フロー

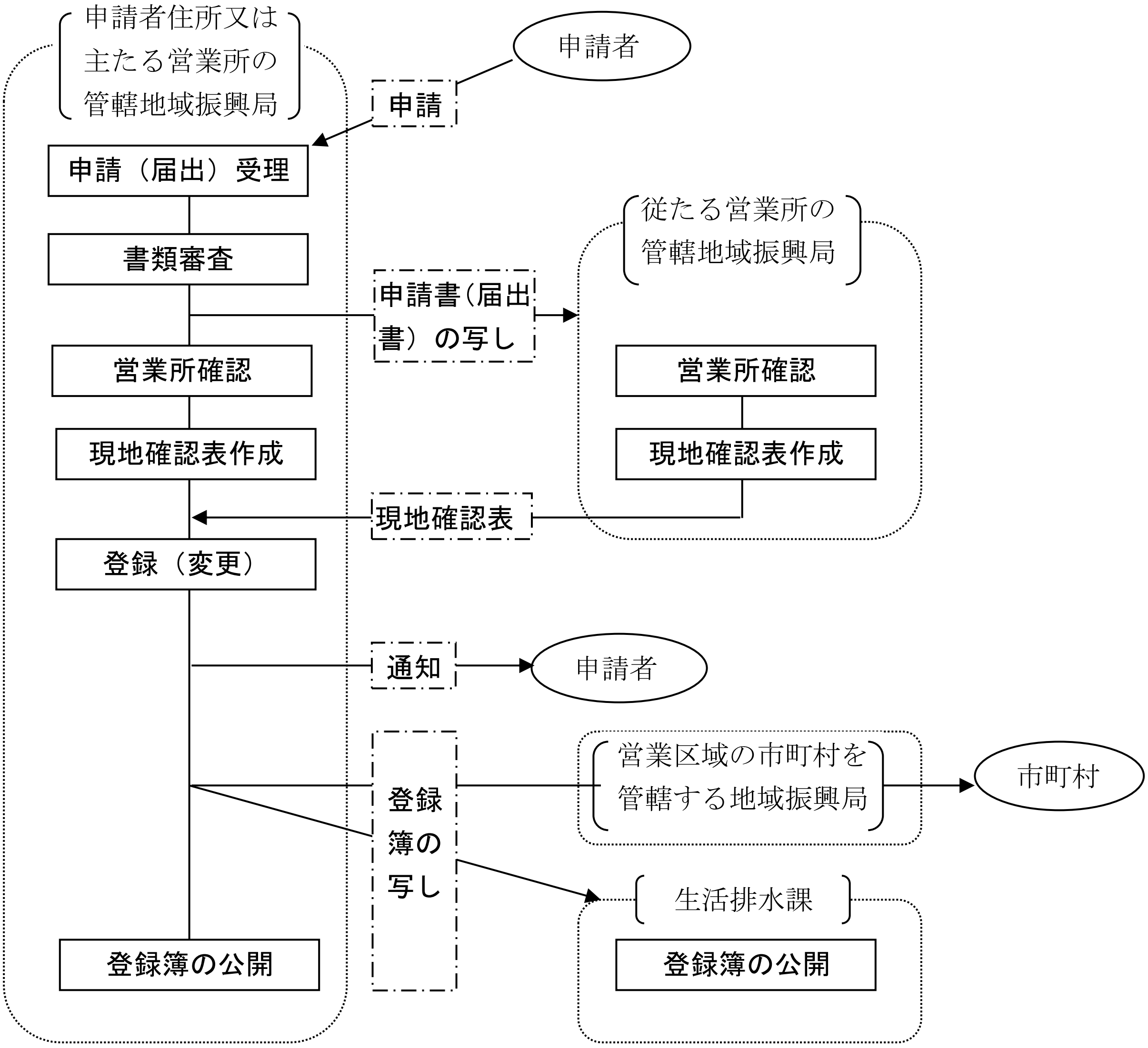

(2) 登録事務等に関する留意点

① 営業所の現地確認

現地確認は、登録申請（新規・更新）及び営業所の新設等に係る変更に際して実施する。

② 管轄地域振興局の所管換え

主たる営業所の所在地が別の地域振興局の管轄に移る場合、所管替えを行う。

この場合、変更届受理以下の「主たる営業所の管轄地域振興局」の事務は、変更前の管轄地域振興局が行い、営業所現地確認等の「従たる営業所の管轄地域振興局」の事務を変更後の管轄地域振興局が行う。一連の事務処理が完了後、当該業者に関する書類一式を、変更後の管轄地域振興局に引き継ぎ、所管替えが完了する。

③ 市町村合併が行われた場合

合併前のいずれかの市町村を営業区域として登録を受けていた保守点検業者は、合併後の市町村全区域を営業区域とする。

④ 浄化槽管理士資格の取得方法

浄化槽管理士の資格は、(公財)日本環境整備教育センターが実施する講習を受講するか、試験に合格することにより取得できる。講習及び試験の日程については、毎年度当初に同センターから通知される。

⑤ 浄化槽管理士研修会の受講確認

登録更新申請時には、当該事業者の登録営業所で浄化槽保守点検業務を行う浄化槽管理士全員が、前回登録から更新期間までに実施された県の指定講習を受講済みであることについて、講習担当機関が発行する受講済証などにより確認する。

新規登録申請の際には、担当する浄化槽管理士全員の次回更新までの期間内における受講計画を確認する。

⑥ 登録申請（更新）が行われない場合

登録有効期間内に、登録申請（更新）が行われない場合、自動的に登録抹消とはならないので、登録期間経過後速やかに地域振興局において登録抹消手続きを行う。

第８章　浄化槽の指導事務

１　目的

浄化槽の適正な維持管理等の徹底を図るため、浄化槽及び関連業者に対する報告徴収、立入検査、改善指導及び行政処分の制度が設けられている。

２　立入検査

(1)　立入検査の実施

年間の立入検査は、次のフローに従って実施する。

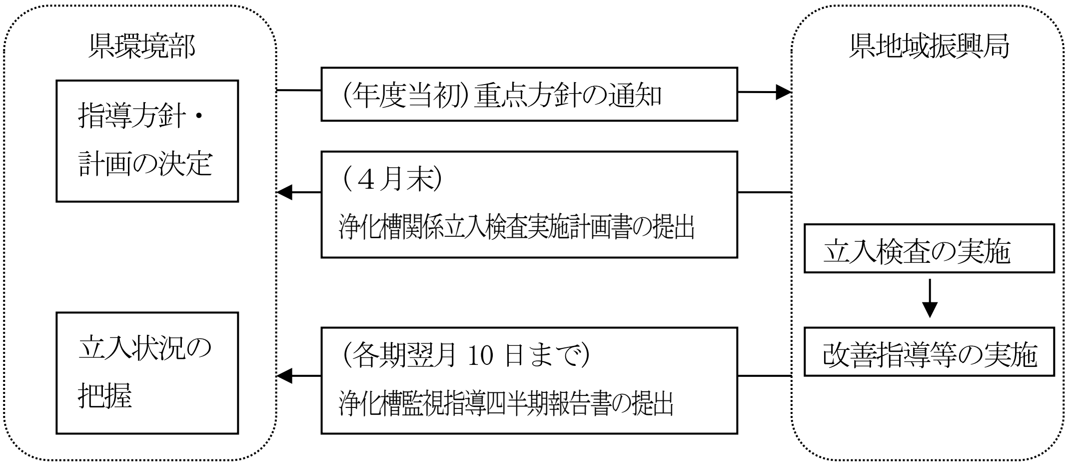

(2)　立入検査の根拠法令

浄化槽法抜粋

（報告徴収、立入検査等）

第 53 条　当該行政庁は、この法律の施行に必要な限度において、次に掲げる者に、その管理する浄化槽の保守点検若しくは浄化槽の清掃又は業務に関し報告させることができる。

一　浄化槽管理者
二　浄化槽製造業者
三　浄化槽工事業者
四　浄化槽清掃業者
五　第 10 条第３項の規定により委託を受けた浄化槽の保守点検を業とする者又は浄化槽管理士
六　指定検査機関
七　第 42 条第１項第２号又は第 45 条第１項第２号に規定する指定講習機関
八　第 43 条第４項又は第 46 条第４項に規定する指定試験機関

２　当該行政庁は、この法律を施行するため特に必要があると認めるときは、その職員に、前項各号に掲げる者の事務所若しくは事業場又は浄化槽のある土地若しくは建物に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。
３　前項の場合には、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
４　第２項の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例抜粋

（報告徴収、立入検査等）
第 15 条　知事は、この条例の施行に必要な限度において、浄化槽保守点検業者に対し、浄化槽の保守点検業務に関し、報告させることができる。
２　知事は、この条例を施行するため特に必要があると認める時は、その職員に、浄化槽保守点検業者の事務所又は営業所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。
３　前項の場合には、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
４　第２項の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(注) 法における「当該行政庁」は以下のように解される。

業者名	当該行政庁	備　考
浄化槽管理者	市町村	届出受理に関するもの、県から事務移譲
	県地域振興局	保守点検の実施状況に関するもの
浄化槽工事業者	県地域振興局	※届出の受理は県建設事務所 登録事務は県建設政策課
浄化槽清掃業者	市町村	清掃業の登録に関するもの
	県地域振興局	清掃の実施状況に関するもの
保守点検業者	県地域振興局	長野県では保守点検業登録制度あり 管理士個人が業を営む場合にも登録が必要
指定検査機関	県生活排水課 県地域振興局	(公社)長野県浄化槽協会
浄化槽製造業者	国土交通省	
指定講習機関	国土交通省又は環境省	浄化槽設備士又は浄化槽管理士の資格取得のための講習実施 (公財)日本環境整備教育センター
指定試験機関	国土交通省又は環境省	浄化槽設備士又は浄化槽管理士の資格試験 (公財)日本環境整備教育センター

3　改善指導等

(1)　改善指導等の種類

浄化槽の維持管理指導等は、浄化槽法又は保守点検業登録条例に基づいて行う。

指定検査機関に関しては、立入権限が浄化槽法に規定されているが、改善指導及び行政処分については規定されておらず、検査機関指定の条件として規定した内容をもって改善指導等を行う。

ア　改善指導

種別	指導の内容	書面	根拠条項
浄化槽の維持管理	・維持管理の改善 ・法定検査の受検 ・特定既存単独処理浄化槽に対する措置	担当者名指示書	・法第7条の2第1項 ・法第12条第1項 ・法第12条の2第1項 ・法附則第11条第1項
		局長名指示書	
		改善勧告書	・法第7条の2第2項 ・法第12条第1項 ・法第12条の2第2項 ・法附則第11条第2項
指定検査機関	・法定検査業務ための体制整備 ・法定検査業務の適正な実施	担当者名指示書	・長野県指令61環第3号付款8
		局長（部長名）指示書	
		警告書	
条例	・保守点検業のための体制整備	担当者名指示書	
		局長名指示書	
		警告書	

イ　行政処分

種別	行政処分の内容	書面	根拠条項
浄化槽の維持管理	・維持管理の改善 ・法定検査の受検 ・特定既存単独処理浄化槽に対する措置	改善命令書	・法第7条の2第3項 ・法第12条第2項 ・法第12条の2第3項 ・法附則第11条第3項
	・浄化槽の使用停止	使用停止命令書	・法第12条第3項
指定検査機関	・指定検査機関の指定取消し	検査機関指定取消命令書	・長野県指令61環第3号付款9
条例	・保守点検業の登録取消し	登録取消命令書	・条例第14条第1項
	・保守点検業の事業停止	事業停止命令書	

⑵ 改善指導等の根拠法令

浄化槽法抜粋

（設置後等の水質検査についての勧告及び命令等）

第７条の２　都道府県知事は、前条第１項の規定の施行に関し必要があると認めるときは、浄化槽管理者に対し、同項の水質に関する検査を受けることを確保するために必要な指導及び助言をすることができる。

２　都道府県知事は、浄化槽管理者が前条第１項の規定を遵守していないと認める場合において、生活環境の保全及び公衆衛生上必要があると認めるときは、当該浄化槽管理者に対し、相当の期限を定めて、同項の水質に関する検査を受けるべき旨の勧告をすることができる。

３　都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた浄化槽管理者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該浄化槽管理者に対し、相当の期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

（保守点検又は清掃についての改善命令等）

第12条　都道府県知事は、生活環境の保全及び公衆衛生上必要があると認めるときは、浄化槽管理者、浄化槽管理者から委託を受けた浄化槽の保守点検を業とする者、浄化槽管理士若しくは浄化槽清掃業者又は技術管理者に対し、浄化槽の保守点検又は浄化槽の清掃について、必要な助言、指導又は勧告をすることができる。

２　都道府県知事は、浄化槽の保守点検の技術上の基準又は浄化槽の清掃の技術上の基準に従って浄化槽の保守点検又は浄化槽の清掃が行われていないと認めるときは、当該浄化槽管理者、当該浄化槽管理者から委託を受けた浄化槽の保守点検を業とする者、浄化槽管理士若しくは浄化槽清掃業者又は当該技術管理者に対し、浄化槽の保守点検又は浄化槽の清掃について必要な改善措置を命じ、又は当該浄化槽管理者に対し、10 日以内の期間を定めて当該浄化槽の使用の停止を命ずることができる。

（定期検査についての勧告及び命令等）

第 12 条の２　都道府県知事は、第 11 条第１項の規定の施行に関し必要があると認めるときは、浄化槽管理者に対し、同項の水質に関する検査を受けることを確保するために必要な指導及び助言をすることができる。

２　都道府県知事は、浄化槽管理者が第 11 条第１項の規定を遵守していないと認める場合において、生活環境の保全及び公衆衛生上必要があると認めるときは、当該浄化槽管理者に対し、相当の期限を定めて、同項の水質に関する検査を受けるべき旨の勧告をすることができる。

３　都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた浄化槽管理者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該浄化槽管理者に対し、相当の期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

（特定既存単独処理浄化槽に対する措置）

附則第 11 条　都道府県知事は、既存単独処理浄化槽（浄化槽法の一部を改正する法律（平成 12

年法律第106号）附則第2条に規定する既存単独処理浄化槽をいう。）であつて、第11条第2項の規定において準用する第7条第2項の規定による報告その他の情報から判断してそのまま放置すれば生活環境の保全及び公衆衛生上重大な支障が生ずるおそれのある状態にあると認められるもの（以下「特定既存単独処理浄化槽」という。）に係る浄化槽管理者に対し、当該特定既存単独処理浄化槽に関し、除却その他生活環境の保全及び公衆衛生上必要な措置をとるよう助言又は指導をすることができる。

2　都道府県知事は、前項の規定による助言又は指導をした場合において、なお当該特定既存単独処理浄化槽の状態が改善されないと認めるときは、当該助言又は指導を受けた者に対し、相当の期限を定めて、除却その他生活環境の保全及び公衆衛生上必要な措置をとることを勧告することができる。

3　都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の期限を定めて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。

浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例抜粋

（登録の取消し）

第14条　知事は、浄化槽保守点検業者が次の各号の一に該当するときは、その登録を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(1)　不正の手段により第3条第1項又は第3項の登録を受けたとき。

(2)　第6条第1項第1号、第3号、第5号又は第6号のいずれかに該当することとなったとき。

(3)　第7条第1項又は第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

(4)　第10条第4項の規定に違反したとき。

(5)　第11条第1項の規定に違反したとき。

(6)　法第12条第2項の規定による命令に違反したとき。

長野県指令61環第３号

長野市大字南長野字幅下692-2　県庁東庁舎内
長野県浄化槽維持管理協会(現浄化槽協会)

浄化槽法（昭和58年法律第43号）第57条第1項の規定により、同法第7条に規定する検査及び第11条に規定する検査を行う機関に指定します。

昭和61年4月1日

長野県知事　吉村　午良

記

(中略)

8　知事が、指定に係る業務が適正に実施されるために必要な限度において指示を行った場合は、必要な措置をとること。

9　厚生省関係浄化槽施行規則第33条（現環境省関係浄化槽法施行規則第55条）第1項に規定する要件を欠くことになった場合、同条第2項の規定に該当することとなった場合又はこの指定の付款に違反した場合は、指定検査機関の指定を取り消すものとする。